

施設利用について

【施設利用申込み】

- ・施設（部屋・グラウンド日中）の利用申し込みは、利用予定月の前月1日から電話や来館または秋田市公共施設案内・予約システムで申し込みができます。
- ・体育館とグラウンドナイターは秋田市公共施設案内・予約システムによる抽選予約です。

☆秋田市公共施設案内・予約システム利用の場合は事前に利用者登録が必要です。

抽選の場合 ①前月1日～7日→インターネット上で「抽選申し込み」

②8日 →システム上で「自動抽選」

③8日～14日 →インターネット上で「仮予約申し込み」

（当選しても仮予約をしない場合は落選となる）

【施設利用の開始および終了】

- ・施設利用日の3日前までに申請書（本予約）の提出をお願いします。
- ・施設の使用当日は、使用前に受付窓口で「使用報告書」を受け取り、終了後に必要事項を記入後受付窓口へ提出してください。
- ・施設の使用後は、施設および附属設備等を原状に復し、清掃を行い、ゴミ等はお持ち帰りください。（2・3階は給湯室に清掃用具があります）
- ・利用時間には、準備、後片づけの時間を含みますので、他の利用者に迷惑がかからないよう十分留意してください。
- ・中学生以下による使用にあたっては、保護者・指導者の同伴をお願いします。（体育館一般開放は不要）

【飲食・喫煙】

- ・体育館、地域文化ホールでの飲食はできません。2階談話コーナーをご利用ください。
- ・上記以外での飲食は、他の利用者に迷惑がかからないようお願いいたします。
- ・喫煙については、敷地内はすべて禁煙ですのでご了承ください。（令和元年7月1日～）

【非常口について】

- ・事前に非常出口を確認してください。
- ・出入口、非常口、消火設備の付近に物品を置かないでください。

【職員の立入り】

- ・管理の都合上、施設使用中に当館職員等が立入る場合があります。

【その他の使用上の注意】

- ・火災、爆発、その他危険の生ずるおそれのある行為をしないでください。
- ・騒音または大声を発する等、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ・施設等を汚損し、または損傷する行為をしないでください。
（施設等を破損又は滅失したときは、直ちにその旨を施設使用受付窓口へ連絡してください）
- ・物品販売での使用はできません。
- ・許可を受けた施設以外への立入りをしないでください。
- ・許可なしで備え付けの物品の移動をしないでください。
- ・その他、管理上支障となる行為をしないでください。
- ・施設利用時間は9:00～21:00までです。特に21:00以降の駐車場内での会話等は近隣の迷惑になりますので十分留意してください。

【有料附属設備の使用】

①体育館の照明器具・音響設備・床暖房、②地域文化ホールの移動観覧席・舞台照明器具・床暖房、③調理室の調理器具、④陶芸工作室の陶芸窯を使用する場合は、有料となりますので、施設利用受付窓口へ申し出てください。

【問い合わせ先】

☆秋田市北部市民サービスセンター
施設利用受付窓口（1階：地域活動室）
TEL:846-1133 FAX:846-1134